

平成22年1月6日

《中小企業金融円滑化対策》  
「緊急保証制度」金利優遇 最優遇金利1.60%  
(取扱期間：平成22年3月31日まで)

横浜信用金庫（横浜市中区尾上町 2-16-1 理事長 斎藤 寿臣）では、中小企業金融円滑化対策の一環として、下記のとおり各信用保証協会制度及び自治体制度における「緊急保証制度」等に対して金利優遇の取扱いを開始します。金利優遇の概要は下記のとおりです。

1. 対象となる制度

横浜市信用保証協会	自治体制度	経営安定資金
	自治体制度	緊急借換支援
神奈川県信用保証協会	保証協会制度	全国緊急（略称）
川崎市信用保証協会	自治体制度	経営安定資金
東京信用保証協会	自治体制度	経営緊急（略称）

2. 融資限度額

2億8,000万円

保証限度額は一般保証とは別枠で、すでに利用しているセーフティネット保証との合計額となります。（保証協会の保証限度額となります。）

3. 金利優遇幅

下表のとおり各標準金利より金利優遇を行ない、金利優遇後の適用金利が年1.60%以上となります。

【制度別金利優遇内容】

	横浜市信用保証協会		神奈川県信用保証協会	川崎市信用保証協会	東京信用保証協会
制度名称	経営安定資金	緊急借換支援	「全国緊急」（略称）	経営安定資金	経営緊急（略称）
標準金利	1.90%以内	1.80%以内	金融機関所定利率	1.80%以内	【返済期間】 3年以内 1.50%以内 5年以内 1.60%以内 7年以内 1.80%以内 7年超 2.00%以内
返済期間	10年	10年	10年	10年	10年
金利優遇	最大▲0.30%	最大▲0.20%	最大▲0.30%	最大▲0.20%	最大▲0.40%
金利優遇後	1.60%以上	1.60%以上	1.60%以上	1.60%以上	5年超（注） 1.60%以上

(注) 東京信用保証協会については、返済期間に応じた段階的な金利体系となっていることから5年超については、金利優遇後1.60%以上となり、返済期間5年以内については、金利優遇は行いません。

※信用保証協会保証付の旧債返済を条件としたお申込については、実行額に占める旧債返済の割合は原則50%未満となります。

4. 対象者

中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定を受けた中小企業者

5. 取扱総額

500億円

6. 取扱期間

平成22年1月4日から平成22年3月31日まで

上記期間内に信用保証協会において保証申込みを受付したものが対象となります。

以上

たしかな明日のお手伝い



神奈川・東京に60店舗